

令和2年度分 給与支払報告書の提出について

日頃から本市税務行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成31年(令和元年)中(1月1日～12月31日)に給与等(給料・賞与・アルバイト賃金などを含む)の支払いをした場合、個人別の給与支払報告書を提出していただく必要がありますので、以下のとおりご案内します。

👉 静岡市指定の総括表を必ず使用してください

給与支払報告書の作成を会計事務所等に委託した場合も、必ず静岡市指定の総括表を使用して提出するようお願いいたします。独自の総括表を使用される場合も静岡市指定の総括表を必ず同封してください。

👉 提出期限は **令和2年1月31日(金)** です

地方税法第317条の6第1項に規定されておりますので、提出期限の遵守をお願いいたします。**なるべく1月20日頃までに提出**していただくようご協力ください。

👉 提出先は令和2年1月1日現在居住の市区町村です

給与の支払いを受けた方が**令和2年1月1日現在居住していた市区町村へ、給与支払者様よりご提出**ください。(本市の住民登録が確認できないときはおたずねする場合があります。)

👉 給与支払報告書は1人あたり正・副2枚です

役員・従業員・アルバイト・パートを問わず給与の支払いを受けた方全員分(中途退職者を含む)をご提出ください。

👉 左上の数字が必ず②の給与支払報告書をご使用ください

平成29年度(平成28年)分よりご使用いただく用紙のサイズが変更されておりますのでご注意ください。

👉 報告人員がない場合「回答書」をご返信ください

報告する対象者がいない場合は、同封の回答書(返信用ハガキ)をご返信ください。

👉 徴収方法の誤りを防ぐため「区分紙」を使用してください

特別徴収者と普通徴収者を分け、それぞれの先頭に同封の区分紙(特別徴収者：ピンク、普通徴収者：ブルー)をつけてください。また、区分紙の該当する項目へ必ず人数を記入してください。

👉 市・県民税の納付は原則特別徴収によることとされています

平成24年度より静岡県と県内市町では、納税者の税負担の公平性の確保と法令遵守の観点から、全事業所での特別徴収実施をお願いしております。本来、個人市・県民税は法令により特別徴収(給与引き去り)にて納税していただくことが原則であり、事業所や従業員の希望により徴収方法は選択できません。

「普通徴収者区分紙(兼切替理由書)」の普通徴収切替理由に該当する方は、区分紙に人数を記入し、給与支払報告書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。

普通徴収とする理由が不明な場合は、特別徴収にさせていただきます。

👉 退職・転勤等があった場合「異動届出書」を提出してください

特別徴収として給与支払報告書を提出した後に、**退職・転勤等の異動があった場合は、4月15日までに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出**ください。また、平成31年(令和元年)中に就職し、令和2年度より新たに特別徴収となる方の**退職・転勤等についても、異動届出書をご提出**ください。

👉 提出前に以下の書類がすべてそろっていることを確認してください

- 総括表 (静岡市指定の総括表を使用していますか?)
- 給与支払報告書 (裏面の記載例のとおり正しく記入されていますか?)
- 区分紙 (特別徴収者と普通徴収者は正しく区分されていますか? 区分紙に人数は記入されていますか?)

※ 個人事業主の方は、上記に加えて以下の書類も必要です

平成29年度より、マイナンバー(個人番号)の利用開始に伴い本人確認の実施が義務づけられました。以下の書類を**窓口でご提示いただくか、郵送の場合は写しを添付**してください。

- 事業主様のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類(番号確認書類)
マイナンバー(個人番号)カード、通知カード、マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し など
- 事業主様の身元が確認できる書類(身元確認書類)
マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、パスポート など

👉 提出済の給与支払報告書に訂正がある場合は訂正分のみを再提出してください

提出済の給与支払報告書に**訂正がある場合は、給与支払報告書の摘要欄に赤字で「訂正分」と記入し、訂正分のみを再度提出**してください。なお、一度ご提出された給与支払報告書はお返しできませんのでご了承ください。

👉 区ごとに分けて静岡市役所市民税課へ提出してください

給与支払報告書は**区(葵区・駿河区・清水区)ごとには分けて、静岡市役所市民税課へ一括提出**してください。駿河税務センター、清水市税事務所の窓口でも提出を受け付けています。提出期限前後は窓口が大変混み合いますので、**郵送によるお早めの提出にご協力**ください。

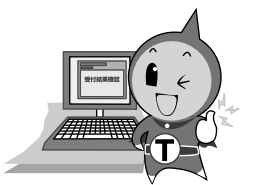
お問い合わせ・提出先 **〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 新館2階
静岡市役所 市民税課 特別徴収係
☎ (054)221-1043**

用紙のダウンロードは… 静岡市ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/>
トップページ左側「**申請書ダウンロード**」から

👉 電子申告・電子申請(**eLTAX**)をご利用ください

給与支払報告書、異動届出書等のご提出は、地方税電子申告システム「**eLTAX(エルタックス)**」にて、オフィスや自宅からインターネットでも手続きができます。

ご利用はeLTAXホームページから <https://www.eltax.lta.go.jp>
お問い合わせはeLTAXヘルプデスクまで ☎ 0570-081459



記 載 例

(例)
 給与支払額 5,800,000 円の内、前職分が 660,000 円
 配偶者 葵(給与収入 1,270,000 円)
 扶養親族 子 5人(一子 15歳 非居住者)(二郎 14歳)(三恵 12歳)(四郎 10歳 同居特別障害)(五郎 9歳)
 父(駿 71歳 同居) 母(清子 67歳)
 社会保険料 420,000 円の内、前職分が 45,000 円 生命保険料控除 115,000 円 地震保険料控除 10,000 円
 住宅借入金等特別控除可能額 100,000 円 妻 配偶者特別控除 380,000 円

※住所・氏名(フリガナ)・生年月日は正確に記入してください

② 給与と支払報告書個人別明細書

※区分	※整理番号	
支払を受ける者住所	(受給者番号)	
住 所	(個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名	(フリガナ)	沢村 九郎
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額
給与・賞与	5,800,000	4,100,000
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控 除 の 額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)
380,000		1 1 1 5
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
420,000	115,000	10,000
住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	
54,250	54,250	
(摘要) (1) 静岡五郎(前職) (株) 清水 静岡清水区旭町6-8 年収 660,000円 源泉 290円 社保 45,000円 平成23年3月31日退職		
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額
24,000	26,000	48,000
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額
100,000	100,000	10,000,000
源泉特別控除対象配偶者	氏名	配偶者の合計所得
葵	葵	620,000
控除対象扶養親族	氏名	個人番号
1 駿	駿	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
2 清子	清子	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5
3 三恵	三恵	3 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8
4 四郎	四郎	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
中途・退職	受給者生年月日	
0 3 / 4 1	0 4 6 1 2 1 1	
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称
	静岡市駿河区南八幡10番40号	株式会社 駿河

給与の支払いを受ける方の個人番号を記入してください。

- ㉑…控除対象配偶者がある場合には「○」と記入してください。控除しなかった場合には何も記入しません。年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記入します。
- ㉒…控除対象配偶者が、70歳以上(昭和25年1月1日以前生)である場合には、「○」と記入してください。
- ㉓…特定扶養の人数を記入してください。特定扶養親族の範囲は、19歳以上23歳未満(平成9年1月2日以降生、平成13年1月1日以前生)です。**[16歳以上19歳未満(平成13年1月2日以降生、平成16年1月1日以前生)の控除対象扶養親族は「その他」扶養(38万円)となります。]**
- ㉔…老人扶養のうち同居している父母等の人数を記入してください。
- ㉕…扶養している特別障害者のうち、同居している人数を記入してください。非居住者である親族の数…配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満(平成16年1月2日以降生)

- ㉖…小規模企業共済組合等掛金の額がある場合には、社会保険料の額と合計して記入し、掛金の額を内書にしてください。(社会保険料は給与引き分と個人払い分を合計した金額を記入してください。)
- ㉗…一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払額に対する控除額の合計を記入してください。最高120,000円。
- ㉘…地震等を原因とする災害に対して支払われる保険の、その年中に支払った保険料を記入してください。最高50,000円。旧長期損害保険料については以下㉙のような経過措置があり、控除額は最高15,000円。ただし地震保険料控除と併用する場合は、合わせて最高50,000円。

住宅借入金等特別控除として適用した額を記入してください。(住宅借入金等特別控除前の所得税額が上限です。)

- ㉙新生命保険料の金額 …平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約のうち、一般生命保険料の支払金額を記入してください。(ただし、平成23年12月31日以前に締結した契約であっても、平成24年1月1日以降に更新・特約中途付加などを行った場合は、異動日以降新生命保険料として控除が適用されます。)
- ㉚旧生命保険料の金額 …平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約に係る保険料の支払金額を記入してください。
- ㉛介護医療保険料の金額 …平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約のうち、医療保険やがん保険等に係る保険料の支払金額を記入してください。
- ㉜新個人年金保険料の金額 …平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約のうち、個人年金保険契約等に係る保険料の支払金額を記入してください。
- ㉝旧個人年金保険料の金額 …平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約のうち、個人年金保険契約等に係る保険料の支払金額を記入してください。

住宅借入金等特別控除適用数…年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときには、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。

居住開始年月日(1回目、2回目) …居住年月日は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。

住宅借入金等特別控除区分 …適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。また、当該住宅の取得や増改築が**特定取得に該当する場合には、「(特)」を付記**します。
住:一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます。)
認:認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増:特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
震:東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から平成31年6月30日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

㉙旧長期損害保険料の金額…平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約等に係る保険料については、従前どおりその年中に支払った旧長期損害保険料の支払金額を記入してください。(長期損害保険とは、保険期間又は救済期間が10年以上でかつ、満期払戻金を支払う旨の特約のある契約です。)経過措置として、地震保険料と併用した控除が可能です。

(源泉・特別)控除対象配偶者 …控除対象配偶者又は配偶者控除の対象となる配偶者の**氏名、フリガナ及びマイナンバー**を記入してください。(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の**氏名、フリガナ及びマイナンバー**を記入してください。)。また、これらの方が非居住である場合には、区分の欄に「○」を記入してください。

控除対象扶養親族 …扶養控除の対象となる扶養親族の**氏名、フリガナ及び個人番号**を記入してください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記入してください。

16歳未満の扶養親族…16歳未満の扶養親族の**氏名、フリガナ及び個人番号**を記入してください。また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記入してください。

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 …控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記入してください。この場合、個人番号の前には摘要欄において氏名の前記入した括弧書きの数字を付し、対応関係が分かるようにしてください。

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号…16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記入してください。この場合、個人番号の前には摘要欄において氏名の前記入した括弧書きの数字を付し、対応関係が分かるようにしてください。

平成31年(令和元年)中に就職・退職した方は、就職日、退職日を記入してください。

支払いをする方の個人番号又は法人番号を記入してください。個人番号を記入する場合は、左端を空白に右詰で記入してください。

- 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、個人番号との対応関係が分かるようにしてください。また、16歳未満の扶養親族の場合は、氏名の後に「(年少)」と付記します。
- 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。
- 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、①他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額、②他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、③他の支払者のもとを退職した年月日を記入してください。
- 租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については、「○○条約○○条該当」と赤書きしてください。
- 海外外向等で日本国内に居住していない場合は、「国外勤務者(非居住者)、出向期間、勤務地(国名)」を記入してください。
- 特別徴収できない人については、該当する符号(※別紙普通徴収者区分紙(兼切替理由書)を参照)を記入してください。

- 用語の説明
- 源泉控除配偶者とは、居住者(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。
 - 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下である人をいいます。
 - 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。

*種別…給与が青色事業専従者給与の場合には、「青専」と記入してください。
 *乙欄…乙欄給与の場合には「○」と記入してください。